

出願に関わる書類の虚偽記載及び選考時の不正行為に対する取り扱いについて (注意事項の追加)

出願に関わる書類の虚偽記載及び選考時の不正行為が認められた場合は、以下とおりに取り扱います。

- (1) 出願から合格発表前までに不正等が発覚した場合、出願資格を認めず、かつ入学検定料返還しません。
- (2) 合格発表から入学までの間に不正等が発覚し、大学より合格取り消しの処分を受けた場合、入学検定料は返還しません。ただし、本学への入学手続を完了(入学手続時納入金を全額納入)している場合は入学金を除いた授業料・教育充実費・諸会費・実験実習料は返還します。入学手続が延期第一次手続のみの場合は、入学申込金(入学金と同額)は返還しません。
- (3) 入学後に不正等が発覚し、大学より合格取り消しの処分を受けた場合は 入学検定料、入学金及び納入済の授業料等(授業料・教育充実費・諸会費・実験実習料)は返還しません。

以上

